

vol.141
2017. 2

発行
東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所

営繕とうほく



【大槌学園小中一貫教育校】

CONTENTS

完成施設紹介 【大槌学園小中一貫教育校】	2～3
公共建築月間イベント ～「巡回建築パネル展」及び「施設見学会」を開催しました！～	4
平成28年度 「営繕行政セミナー」を実施しました ～「公共建築工事の工事監理マネジメント」～	5
保全ニュースとうほく	6～14
～平成28年度 保全実態調査の結果（東北版）について～	
～平成28年度「保全実地指導」及び「官庁建物実態調査」等における 保全指導事例の紹介～	

完成施設紹介 【大槌学園小中一貫教育校】

岩手県大槌町教育委員会事務局学務課

東日本大震災で大きな被害を受けました岩手県大槌町に「まちの未来を担う子どもたちを育む」新たな学び舎が完成いたしました。

大槌町立大槌学園小中一貫教育校新校舎は岩手県立大槌高等学校の隣接地に建ち、まちの新たな文教拠点として、子どもたちの豊かな人間性を育みながら、大槌町の復興を後押しするシンボリックな役割を担い新たな歴史を歩みだしました。

【子どもたちを見守る「木育」空間】

新しく整備された大槌町立大槌学園新校舎は、校舎・屋内運動場・屋外プール等からなる総延床面積13,000㎡を超える木造の学校であります。建設に使用した木材の約60%は大槌町産のスギやカラマツを採用し、腰板やフローリング、構造用の集成材として柱や梁など校舎内随所に使用いたしました。5年間にも及ぶ応急仮設校舎で頑張ってきた子どもたちにとって、郷土の自然の恵みが感じられる新校舎は、心と体ののびやかな成長を促すとともに、木が香る柔らかな空間として子どもたちをやさしく迎え入れます。

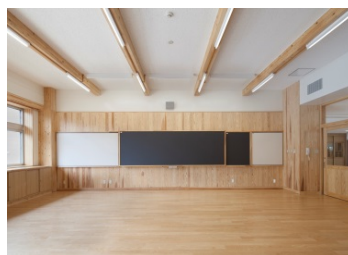


大槌学園

【「豊かな育ち」と「確かな学び」】

9年間の小中一貫教育を施設一体的に行う本校舎の建設事業においては、子どもたちの「豊かな育ち」と「確かな学び」を実現する空間や機能の構築を目指し計画しました。

1階中央に設けたメディアセンター「本の森」は図書室機能を中心にパソコン等の情報機器を設置し、いつでも利用可能な開放性の高い室として子どもたちの自主的な学びをサポートします。メディアセンター「本の森」に隣接する吹抜けの「つつじルーム」は、グループ学習や地区ごとの集まりなど、児童生徒の日常的な集いや交流の場の役割を担います。ランチルームは給食利用だけでなく職員会議



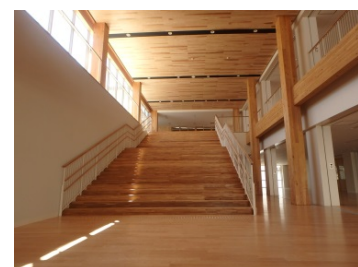
普通教室



ランチルーム



第1体育館



表現の大階段

や町民活動にも利用可能とし、「表現の大階段」とともに学年ごとの発表会など刺激あいながら学び合う空間といたしました。これらの諸室を学習活動の核と位置づけ、その周りに各教室が並び、8の字型に廊下が巡る変化に富んだ配置は、異学年同士の触れ合いを深めながら、子どもたちのいきいきとした学校生活を支え続けます。



本の森



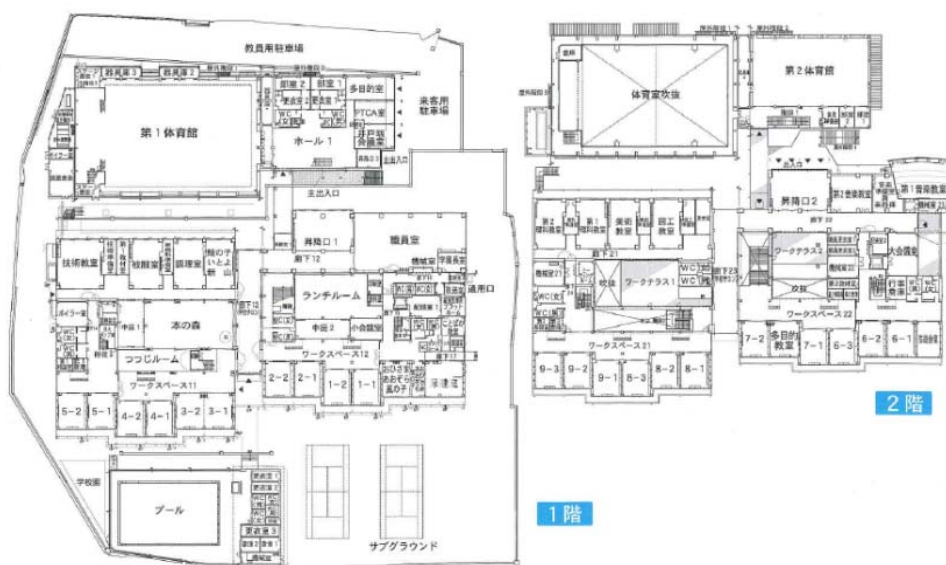
屋外プール

【避難拠点機能の強化】

避難拠点施設としての役割も担う本施設は、災害緊急時における学校機能の継続性と避難所機能の充実に配慮し計画いたしました。避難所として使用される屋内運動場棟は、校舎と明確に分離し敷地北側に設け、避難所エリアと学校エリアの区分可能な配置とし、大規模災害時に避難所機能を果たしながら早急に授業が再開できる計画としました。

内部は2つの体育館以外にも多目的室や更衣室を配置し、男女別のスペースを確保しやすい諸室構成としました。地域開放として設けた井戸端会議室やPTCA室にはそれぞれ専用の玄関を設置、避難時の下足置場として、また大量の物資搬入の大型玄関としてその機能を発揮します。施設周囲には停電時に46時間程度の電源を供給する80kVA出力の非常用発電機を設置しました。職員室に加え第1・第2体育館の照明と各コンセントへの電気供給を確保します。そのほかにも非常用の備蓄倉庫やマンホールトイレに対応する排水設備を設け避難所機能の強化に努めております。

校舎配置図



【施設概要】

施設名：大槌学園小中一貫教育校
 場所：岩手県上閉伊郡大槌町大槌 15-71-9
 延床面積：校舎 8,873 m²
 屋内運動場 3,600 m²
 屋外プール 199 m²

竣工年月：平成 28 年 9 月
 敷地面積：24,348 m²
 構造：校舎 木造+鉄筋コンクリート造 2階建
 屋外運動場 木造+鉄筋コンクリート造 2階建
 屋外プール FRP製

「巡回建築パネル展」及び「施設見学会」を開催しました！

「公共建築月間」である11月に、公共建築及び公共機関の役割について一般の方々に広く知っていただくことを目的とした「巡回建築パネル展」の開催、また建築技術者への道を歩もうとする学生を対象に、公共建築が果たす役割や営繕業務への理解を深める一助となることを目的とした「施設見学会」を、東北ブロック営繕主管課長会議の主催で開催しました。

【巡回建築パネル展】

今年度のテーマは「震災からの復興、防災・減災対策」と題し、東北各県、仙台市及び東北地方整備局の取組事例をまとめたパネル展を開催しました。

10月31日から12月2日の期間に各県・市の庁舎及び仙台市青葉通り地下ギャラリーでそれぞれ1週間ずつ行い、大規模災害発生時における「東北地方の広域防災拠点施設」として整備した仙台合同庁舎B棟、「原子力災害からの環境回復を進め安心して暮らせる環境を創造するための拠点」として整備した福島県環境創造センターの他、既存施設の耐震改修事例等を紹介しました。

各会場とも、ホールや展示室など来庁者の目にとまる場所での展示となり、多くの方にご覧頂きました。



【施設見学会】

「施設見学会 ～防災機能を備えた行政庁舎を紹介します～」と題し、建築関連学科を専攻する学生を対象に、11月25日の午前と午後の2回開催しました。

見学会では、昨年度完成した仙台合同庁舎B棟のヘリポート、災害対策室、制震装置等の見学のほか、東北地方整備局、宮城県、仙台市の営繕関係の業務や防災関係の取組事例を紹介しました。

参加者からは、「合同庁舎も含め、公共建築はなかなか入れない場所というイメージがあるので、今回のような見学会があり良かったと思います。これからもこのような見学会がありましたらまた参加したいです。」「公共建築に関心を持てた。」等のご意見を頂き、好評のうちに見学会を終了しました。



平成28年度「営繕行政セミナー」を実施しました

「公共建築工事の工事監理マネジメント」

東北地方整備局営繕部では、平成28年10月31日(月)～11月2日(水)の3日間、多賀城研修所において「公共建築工事の工事監理マネジメント」をテーマとした研修「営繕行政セミナー」を実施しました。

本研修には、整備局職員のほか東北各県の地方公共団体の方々にも参加いただいております。今回は、25団体から33名の参加がありました。

今回の研修テーマについては、東北各県及び仙台市の営繕担当の方々のご意見や、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の主旨を踏まえ、公共建築工事の良質な品質確保を目指して、営繕工事を担当される方々の一助となるものを選定しました。講義内容についても、公共建築工事を取り巻く最近の動向から、設計図書を読み方など、より実務に役立つ内容を盛り込みました。

地方公共団体からの参加者

	参加者所属団体
岩手県	岩手県、盛岡市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市
宮城県	宮城県、仙台市、塩竈市、白石市、名取市、多賀城市、大崎市、蔵王町、七ヶ浜町
秋田県	秋田県、横手市、男鹿市、由利本荘市
山形県	山形県、新庄市
福島県	福島県、福島市、喜多方市、三春町

平成28年度営繕行政セミナー日程

1日目	オリエンテーション
	講話
	監理業務委託と管理
	建設業法について
	施工者の立場からの品質管理のポイント
2日目	工事監理(工事監理のための建築構造知識)
	足場からの墜落・転落災害防止
	工事監理(電気設備発注図の読み方)
	工事監理者の法的責任
	工事監理(機械設備発注図の読み方)
3日目	工事検査のポイント
	意見交換

「工事監理」の講義では、基本的な知識から建築構造に関する品質管理のポイント、各種設備を写真と図面で解説するなど、より具体的で実務的な内容であったため、聴講生の皆さんからは、とても分かり易く今後の業務に活かせるなどと、好評でした。

また、「工事監理者の法的責任」では、法律事務所の弁護士を講師にお迎えし、工事監理者の法的責任や契約上の義務、これらに関して裁判となった様々な事例を紹介して頂きました。これまで触れることが無かったような内容であったため、とても参考になったと、こちらも好評でした。

今後も、参加者皆さんの実務に役立つ研修を開催していきたいと考えております。



西澤営繕部長の講話



講義の様子

保全ニュースとうほく

平成28年度 保全実態調査の結果(東北版)について

各府省等の施設保全をご担当の皆様には、平成28年度の保全実態調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し適正な保全を実施することを目的とした調査で、官公法に基づき、すべての国家機関の建築物等に対して実施しています。このたびは、東北地方整備局管内の保全実態調査の結果について報告します。

東北地方整備局管内では、調査対象施設 1,390 施設中、1,370 施設から回答いただきました。調査実施施設の内訳は、庁舎（合同庁舎等及び一般事務庁舎）が約 55%、その他（教育研修施設、矯正施設、自衛隊等）が約 12%、宿舍が約 33% となっています。（表－1 参照）

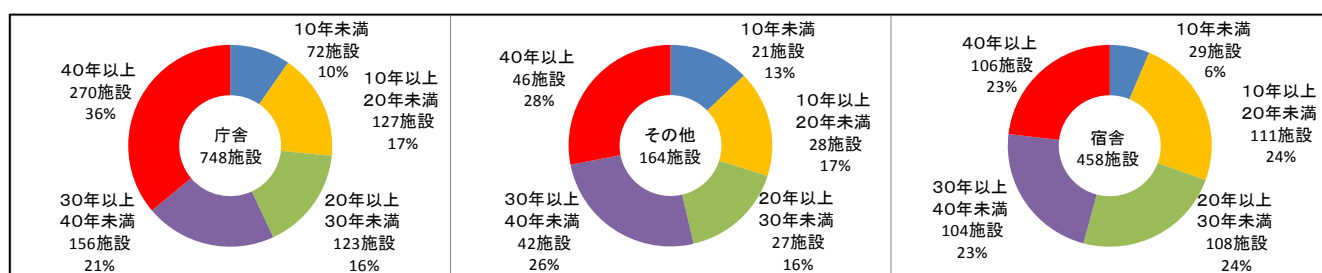
表－1 調査実施施設数(用途別)

庁舎	748 施設	(54.6%)
その他	164 施設	(12.0%)
宿舍	458 施設	(33.4%)
計	1,370 施設	(100.0%)

施設数は、廃止・取り壊し等により昨年度より 73 施設の減になっています。

各施設の主要な建築物を経年別に分けると、庁舎の 57%、その他の 54%、宿舍の 46% が建築後 30 年を経過しています。（図－1 参照）

建築後 30 年前後には大規模修繕や設備機器の更新等が必要となり、施設の運用・管理に要する費用が増大するため、中長期保全計画に基づく、より計画的な対応が必要となります。



図－1 経年別施設数

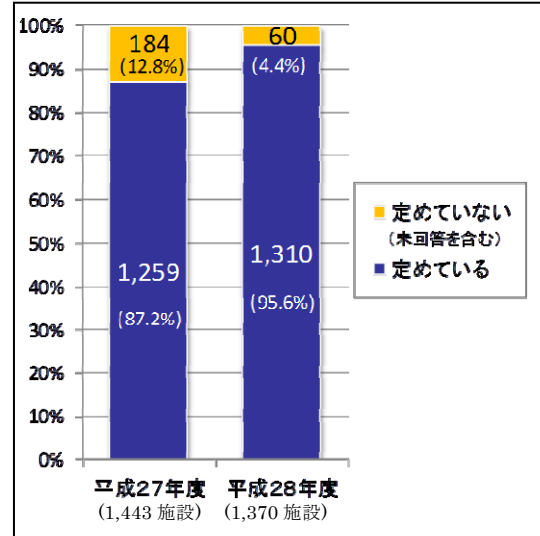
保全実態調査の調査項目は、大きく分けて「①保全体制及び計画」、「②法令点検の実施状況」、「③施設の維持管理状況」となっています。このうち東北地方整備局が特に重点的な保全指導に取り組んでいるのが「①保全体制及び計画」についてです。

「①保全体制及び計画」は次の5つの項目で評価します。はじめに、保全の体制として「施設保全責任者」の設置について評価します。次に計画になりますが、これは計画及び記録のことを指しており、「中長期保全計画書作成」、「年度保全計画作成」、「点検及び確認結果の記録」、「修繕履歴の作成」について評価します。なお計画及び記録については「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成26年5月21日)」においては「保全台帳」と記載しています。それでは5つの項目をそれぞれ説明します。

■（１）施設保全責任者を定めている施設の割合

施設保全責任者の任命状況は増加傾向にあります。平成 28 年度調査でも調査回答 1,370 施設のうち 60 施設（4.4％）で施設保全責任者が定められていませんでした。

各省各庁の長には「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」において、施設保全責任者を定めること（100％）が求められていますので、定めていない施設は平成 28 年度内に定め、平成 29 年度に実施予定の保全実態調査ではすべての施設で施設保全責任者を定めた旨を回答願います。

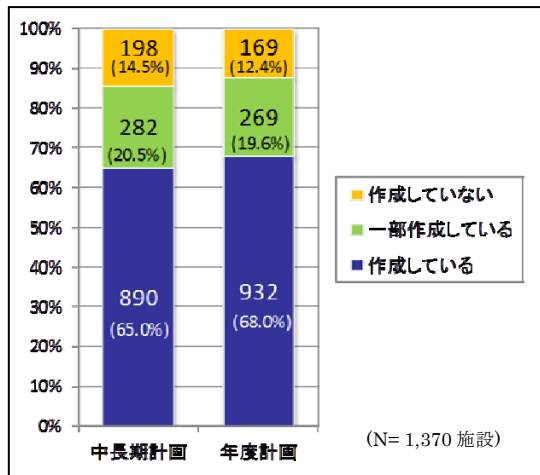


■（２）保全計画の作成（中長期保全計画、年度保全計画）

保全計画には、「中長期保全計画」と「年度保全計画」の2つがあります。

中長期保全計画については、「作成している」が H27 調査 329 施設（22.8％）から H28 調査 890 施設（65.0％）と大幅に改善しました。「一部作成している」が 282 施設（20.5％）でした。一方「作成していない」が 198 施設（14.5％）で、計画作成の目標 100％まではもう少しの状況になっています。

年度保全計画については、「作成している」が H27 調査 424 施設（29.4％）から H28 調査 932 施設（68.0％）と大幅に改善しました。「一部作成している」が 269 施設（19.6％）でした。一方「作成していない」が 169 施設（12.4％）でした。

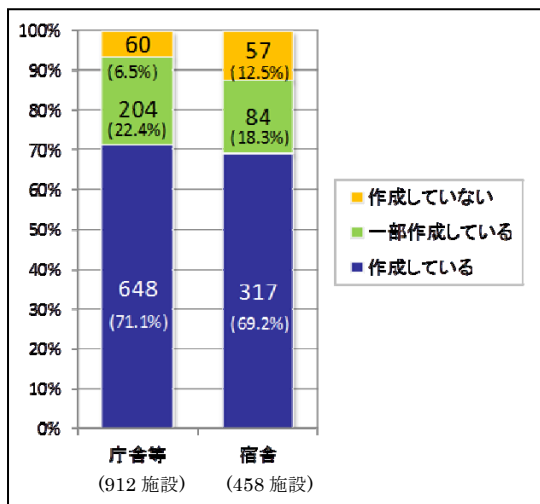


適切な保全を効果的に実施していただくために、すべての施設において保全計画が作成されることを目指していますが、中長期・年度保全計画ともに作成状況がもう少しの状況です。

官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）の調査関連資料のマニュアルに「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル」も掲載していますので、各保全計画が未作成または一部作成の場合には、速やかな取り組みをお願いします。

■（３）点検及び確認結果の記録

点検及び確認結果の記録については、「作成していない」が、「庁舎等^{※1}」が H27 調査 730 施設から H28 調査 60 施設（6.5％）、「宿舍」が H27 調査 623 施設から H28 調査 57 施設（12.5％）と大幅に改善しました。しかし、「点検及び確認結果の記録」の目標は 100％となっており、作成を行っていない施設について



ては速やかな取り組みをお願いします。

もし施設で事故が発生した場合には、施設管理者に法的責任が求められ、必要な点検を行っておらずに第三者に怪我をさせた場合などには、更に重い責任に問われることも想定されます。必要な点検及び確認を漏れなく確実に実施していただき、必ず記録を残すようにしてください。

※1：庁舎等とは、「宿舍」を除いた「庁舎(合同庁舎等、庁舎)」と「その他(教育施設、矯正施設、自衛隊等)」を合わせた施設を示します。

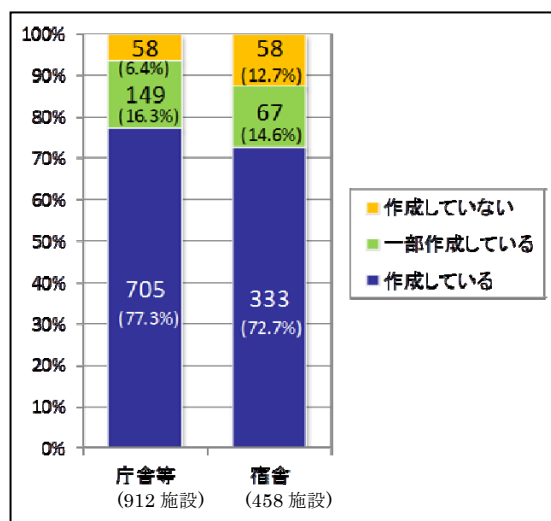
■ (4) 修繕履歴の作成

修繕履歴の作成については、「作成していない」が、「庁舎等※¹」が H27 調査 380 施設から H28 調査 58 施設 (6.4%)、「宿舍」が H27 調査 171 施設から H28 調査 58 施設 (12.7%)と大幅に改善しました。しかし、「修繕履歴の作成」の目標は 100%となっておりますので、作成を行っていない施設については速やかな取り組みをお願いします。

より適切な保全を計画的に行うために、修繕履歴を確実に作成するようにしてください。

なお、「国土交通省インフラ長寿化計画(行動計画)(平成 26 年 5 月 21 日)」において、個別施設計画の策定・推進として、点検及び確認結果の記録並びに修繕履歴で構成する保全台帳を、すべての施設で作成されることを目指しています。

官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の調査関連資料のマニュアルに「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)入力マニュアル(修繕履歴情報管理編)」も掲載していますので、修繕履歴が未作成または一部作成の場合には、速やかな取り組みをお願いします。

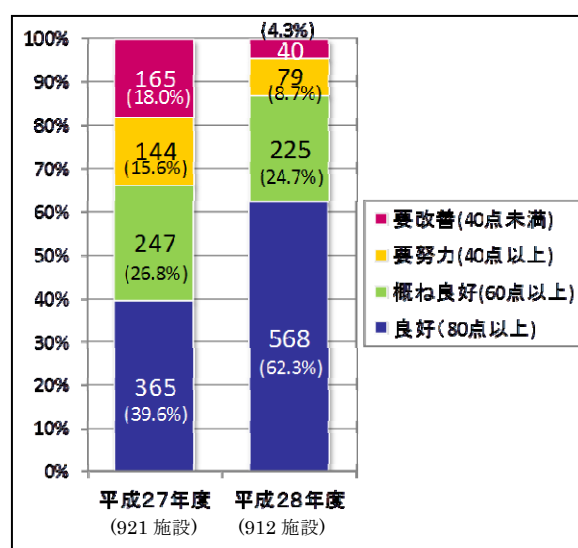


■ (5) 保全実態調査における総評点について

保全実態調査では、保全状況に係る調査結果を 100 点満点で評価し、それらの値から、項目別の評点及びそれらの平均値による総評点を算出しています。(宿舍については、一部の調査項目が対象外のため、総評点は庁舎等のみの算出で比較しています。)

庁舎等における総評点 80 点以上の「良好」に分類される施設の割合は、大幅に増加したものの 6 割強に留まっており、目標である「総評点 80 点以上の施設が 80%以上」より下回っています。

「要努力」や「要改善」の施設については、その言葉どおり改善等が必要となりますが、「概ね良好」の施設も含めすべての施設が「良好」に分類されるよう、より一層の適正な保全の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。



保全ニュースとうほく

平成 28 年度 「保全実地指導」及び「官庁建物実態調査」等における 保全指導事例の紹介

東北地方整備局では官公庁施設の建設等に関する法律 第 13 条に基づいた取り組みとして、保全実態調査において保全の状況が良好でないと判断される建築物等について、営繕部保全指導・監督室又は盛岡営繕事務所の職員が実際に現地に赴き、保全の実施状況が適切かを確認しながら技術的な指導や助言を行う「保全実地指導」、また営繕工事の企画・立案に必要な基礎資料を作成するため、営繕職員が現地に赴いて行う「官庁建物実態調査」を行っています。

今年度第 3 四半期までに実施しました「保全実地指導」及び「官庁建物実態調査」並びに「設計業務での現地調査」で、保全に関する指導や助言等を行った事例の中から主なものを紹介します。各施設の保全の参考としてご覧ください。

1. 建築に関する事例

■屋上排水口(ルーフドレイン)の詰まり、屋上の雑草の繁茂

【事例】

屋上やベランダのルーフドレイン(排水口)は鋳物のお椀(ストレーナー)で大きなゴミの進入を防ぎ、雨水だけを流すように作られています。しかしこのルーフドレイン周りに堆積した泥やゴミなどによって雨水排水機能が阻害されていました。

屋上に堆積した泥や防水押さえコンクリートの目地に雑草が生え、成長が進んでいました。



泥が詰まった排水口



屋上で成長した雑草

【障害】

屋上排水口がふさがれることにより屋上に雨水が滞留し、溜まった水位が防水層の立上げ高さを越えたり、水圧が高まることによって劣化して弱った部分の防水層を貫通して水が屋内に侵入し雨漏りの発生にいたる恐れがあります。

雑草の繁茂は、屋上の排水機能を阻害すると共に防水層へ根が進入することにより防水層が損傷し、雨漏りの原因にもなります。

【指導】

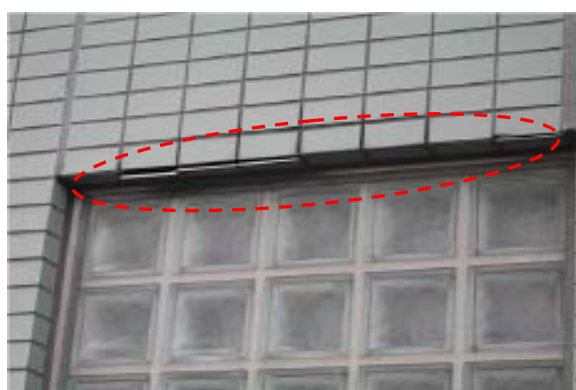
排水口周りの泥やゴミ、繁殖した植物を取り除くとともに、併せて屋上全体を点検しゴミ等があれば掃除を行って下さい。以降は定期的に点検し清掃を行って下さい。

防水押さえコンクリートの目地に生えた雑草は、根が防水層へ達している場合があり、安易に引抜くと防水層を損傷する恐れがあるため、露出部分は刈り取り、根は除草剤で処理するなどの対応を行って下さい。

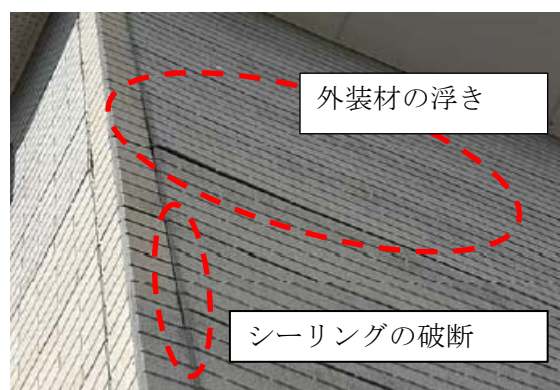
■建物外装(タイル等)の劣化

【事例】

外壁の仕上げタイルや外壁仕上げ材に浮き等の劣化や目地シーリングの破断が生じたまま放置されていました。



外壁タイル仕上げ劣化状況



外壁仕上げ材劣化状況

【障害】

室内への雨漏りが発生する恐れがあるほか、タイル等のはく落により人身事故が発生する恐れがあります。

【指導】

劣化が進行しないうちに補修を実施するほか、状況によりはく落する恐れがある範囲について、立入禁止措置を講じるなど、安全対策の応急処置を行って下さい。

■物品等の不適切な配置

【事例】

物品、什器、書類等が避難通路（廊下、避難口）、電気室、機械室等に置かれていました。



避難通路(廊下)状況



室内避難口状況



機械室に置かれた書類



電気室に置かれた物品

【障害】

非常時の避難経路に障害物を置くことは安全上重大な支障となります。また電気室・機械室に物品、書類等を置くことは設備機器の点検の妨げになると共に可燃物を置くことは火災発生の原因にもなります。

【指導】

不要物品の処分や倉庫等の保管場所を確保し移動を行う等の措置のほか、再発防止のための啓発と点検を継続して実施して下さい。

■家具・什器類の転倒防止対策の未実施

【事例】

事務室内に設置された収納棚、書架など背の高い家具・什器類の転倒防止対策が未実施でした。



上部置棚が固定されていない



書架が固定されていない

【障害】

地震発生時に収納棚、書架などが転倒、移動する事により、避難の妨げになるだけでなく、下敷きとなったり挟まれたりする人身事故などの危険があります。

【指導】

設置物の形状やその重量に応じた方法で建物に固定して下さい。固定は十分な強度を持った躯体（コンクリートブロックは除く）や金属下地材などに実施して下さい。OAフロアのパネルや、天井・壁のボードは固定強度が期待できませんので、注意が必要です。

2. 電気・機械設備に関する事例

■不適切な省エネ対策の実施

【事例】

省エネのため非常用照明器具の蛍光管が間引きされていました。

【障害】

停電時に避難経路等の照度確保ができず、安全上重大な支障が生じます。また停電時の業務継続にも支障が生じます。

【指導】

非常用照明器具や自家発電設備が設けられている場合は、非常用照明器具の配置や、停電時に自家発電設備から電気が供給される照明器具の配置を日頃から把握しておき、いつでも点灯できる状態に保ってください。

省エネのための蛍光管間引きを行う場合は、照度測定を実施し、業務に支障の無い事を確認して下さい。また照明器具によっては蛍光管を間引くことにより安定器の加熱や配線・ブレーカー容量などがオーバーすることもあるので、専門業者と相談して下さい。



蛍光管が間引かれた非常用照明器具

■外部開閉器箱の損傷

【事例】

屋外の開閉器箱が腐食しており、穴が開いていました。

【障害】

雨水進入による漏電及び感電により、機器の作動に障害を発生する可能性があります。

【指導】

早急に開閉器箱を交換するほか、ほかの器具についても確認を行い、劣化（錆）が進行しないうちに補修（塗装塗りかえ等）を実施して下さい。



腐食(錆)により底が損傷

■空気調和機 エアフィルター清掃の未実施

【事例】

ユニット形空気調和機内部のエアフィルターが、完全に目詰まりした状態でした。

【障害】

空気中のゴミ、ホコリなどが除去されないばかりでなく、目詰まりすることにより所用換気量が確保できず、清浄な空気環境確保の支障となります。

【指導】

早急にエアフィルターの交換若しくは清掃を実施して下さい。また常時正常な状態を保つように、定期点検を実施して下さい。



空気調和器 内部状況

■内部排水管の詰まり

【事例】

空調機械室の排水管の詰まりにより、排水が溜り、接続するドレイン管の腐食の発生、更に排水が間接排水口を越え機械室内に漏水していました。

【障害】

排水管の腐食が進行する事により、躯体埋設部分の破損及び詰まりによる下層階への漏水の原因となるほか、室内への漏水により他の設備機器の腐食の発生原因となります。

【指導】

排水管の通水を確保するほか、腐食したドレイン管については、交換若しくは補修を行ってください。

電気室、機械室等の設備機器室においては日常的に点検し、漏水等が発見された場合は原因を特定し、補修を行なって下さい。



間接排水口 腐食状況

■設備機器からの漏水

【事例】

機械室に設置されているポンプ類について、腐食(錆)が進行していました。



ポンプ腐食状況



ポンプ腐食状況

【障害】

腐食の進行による機器の動作不良の発生、漏水範囲の拡大により他の設備機器の腐食の発生原因となります。

【指導】

パッキンの劣化による水漏れと思われるが、専門業者に点検を依頼し、漏水の原因調査を実施した上で修繕を行って下さい。

3. 保全実態調査の調査内容に関する事例

① 保全の体制、計画及び記録等

- ・年度保全計画書の内容が不十分な施設がありました。維持管理(保守や清掃など)や定期

点検は各業務委託で実施されている場合が多いので年度計画としてとりまとめ、整理することが必要です。

- ・ 中長期保全計画書の内容が不十分な施設がありました。修繕時期や修繕予算を把握する上で重要な計画書であるため整理することが必要です。
- ・ 点検及び確認結果の記録が不十分な施設がありました。予算要求や修繕計画に必要ですので、整理することが必要です。
- ・ 事故・故障等の日常業務の記録が不十分な作成されていない施設がありました。予算要求の検討にも記録が必要になりますので、整理することが必要です。

② 点検等の実施状況

(建築・設備機器)

- ・ 建築仕上げの内、外壁タイル仕上げの全面打診点検（10年を超える毎）が不十分な施設がありました。

(衛生・環境)

- ・ ねずみ等の生息調査と調査結果に基づいた措置（6月以内毎に1回、排水槽等の発生しやすい場所は2月以内毎に1回）が不十分な施設がありました。

規模に関係なく人事院規則（事務所衛生基準規則）で定められていますので、ねずみ、昆虫等の生息調査を6ヶ月以内毎に1回実施し、必要な場合は発生防止等の実施を行ってください。

③ 施設の状況

- ・ 事例参照

④ 維持管理

- ・ 特に問題となる事例はありませんでした。

お知らせ

東北地方整備局では、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるため「公共建築相談窓口」を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

【相談窓口】 東北地方整備局

営繕部 保全指導・監督室 担当者 室長補佐

TEL 022-225-2171 (内線 5513) FAX 022-268-7833

盛岡営繕事務所

担当者 保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015

FAX 019-605-8115

営繕とうほく編集室

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎B棟

東北地方整備局 営繕部 計画課内

TEL 022-225-2171 (代表)

E-mail: thr-82keikaku@mlit.go.jp

ホームページアドレス

■東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>

■盛岡営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます